

静岡産業大学資格・免許取得奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の在学中における資格・免許取得を奨励し、本学学生の資質向上に資するために資格・免許取得奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を行うことで、学生のチャレンジ精神の喚起、修学意欲の持続、専門性及び難易度の高い資格・免許取得による自己肯定感の向上、将来の就職・キャリア形成等に寄与することを目的とする。

(対象資格等)

第2条 奨励金給付の対象資格等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日商簿記1級または全経簿記上級
- (2) 税理士試験科目（簿記論、財務諸表論、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税）のうちいずれか1科目に合格
- (3) 宅地建物取引士
- (4) 応用情報技術者
- (5) TOEIC（日本人学生 700点以上、外国人留学生 800点以上）
- (6) 日本語能力試験N1認定
- (7) 健康運動指導士
- (8) 小学校教諭二種免許状取得に必要な単位を修得
- (9) 幼稚園教諭二種免許状取得に必要な単位を修得
- (10) 特別支援学校教諭二種免許状取得に必要な単位を修得
- (11) 保育士国家試験合格

(給付額)

第3条 奨励金の給付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第7号及び第11号に掲げるもの 3万円
- (2) 前条第8号及び第10号に掲げるもの 10万円
- (3) 前条第9号に掲げるもの 20万円

2 各資格・免許に対し、在学中1回に限り給付を行うものとする。ただし、前条第2号については、最大5科目合格まで給付を行う。

(申 請)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、資格・免許取得後1年以内に、次の各号に掲げる書類により申請しなければならない。

- (1) 資格・免許取得奨励金給付申請書（別紙様式）
- (2) 資格を取得したことまたは必要単位を修得したことを証明する書類
- 2 奨励金の申請期間は、前期（8月1日～8月末日）または後期（2月1日～2月末日）のいずれかとする。

（給 付）

第5条 奨励金の給付については、前条により提出された申請書類に基づき当該学部就職委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 奨励金は、申請期間の翌月に本人または父母等の名義の銀行口座に振り込むものとする。
- 3 第4条第2項に掲げる申請期間の最終日時点で当該期の授業料等が未納の場合、奨励金は給付しない。

（庶 務）

第6条 奨励金に関する庶務は、キャリア支援課において行う。

（改 正）

第7条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条（対象資格等）及び第3条（給付額）第1項については、令和5年度以降に入学する者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、第2条（対象資格等）第9号については、令和2年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和8年4月1日から施行する。

様 式

資格・免許取得奨励金給付申請書

年 月 日

静岡産業大学 学長 様

静岡産業大学資格・免許取得奨励金給付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり奨励金の給付を申請します。

記

所属学部・学科	学部	学科
学 籍 番 号		
氏 名		
資格・免許名		
資格取得年月日 単位修得年月日	年 月 日	

※資格を取得したことまたは必要単位を修得したことを証明する書類を必ず添付してください。

[奨励金振込金融機関口座]

振 込 金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫	支店
口座種別・口座番号	普 通 預 金 当 座 預 金 No. _____	
口 座 名 (本人または父母等の口座)	フリガナ ----- 氏 名	

※銀行支店名・口座番号・口座名義人が分かる通帳のコピーを必ず添付してください。

学 長	学 部 長	大学事務局長	大学事務局次長	総務課長	就職委員長	キャリア支援課長